

第7期第9回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月25日(金) 午後4時00分から午後4時38分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第1研修室

3. 出席委員 ○(25名)

4. 欠席委員 △(2名)

1番	小岸元気	○	10番	田代英孝	○	19番	佐田正彦	○
2番	中田賢大	○	11番	小笠原正実	○	20番	森山幸治	○
3番	辻 勉	○	12番	清瀬利一	○	21番	伊藤正人	○
4番	山本好一	○	13番	毛利武	○	22番	貞廣賢治	○
5番	清野 薫	○	14番	鈴木秀子	○	23番	平島道弘	○
6番	梅藤 勝	○	15番	林 利輝	○	24番	青木茂美	○
7番	山谷和彦	○	16番	藤岡健人	○	25番	藤江政利	△
8番	宇南山浩利	△	17番	石崎代里子	○	26番	佐々木保成	○
9番	永田寿明	○	18番	中澤 浩	○	27番	中島勝美	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第6 報告第4号 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件

第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第8 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第9 議案第3号 農地移動適正化あっせんに関する件

第10 議案第4号 令和4年度むかわ町参考賃借料指標に関する件

第11 議案第5号 令和4年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件

第12 議案第6号 下限面積(別段の面積)の設定に関する件

第13 決議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香

穂別支局－支局長 高木 龍一郎、主事 伊藤 貴大

7. 会議の概要

- 事務局長 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
- 会長 【会長挨拶】
- 議長 それでは、総会に入ります。本日の出席委員は25名です。欠席は、8番・宇南山委員、25番・藤江委員の2名です。
定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第9回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。
日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、17番・石崎代里子委員と18番・中澤浩委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 議長 それでは、両名に決定をいたしました。
日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告4件、議案6件、決議案1件の合わせて11件です。従って、会期は本日一日にしたいと思っておりますよろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 議長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。
続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。
それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 主査 【報告第1号、説明】
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。
議案書2ページをお開き願います。2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計で4件・20筆・227,567㎡となっています。
1番については、経営規模を縮小するため解約に至ったものです。
2番から4番については、借主の要望により解約をするものです。以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
- 議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はありませんか。
- (異議なし)
- 議長 質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。

議	長	<p>続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主	事	<p>報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>3月につきましては、議案に記載のとおり、3月14日に川東地区委員会、穂別地区委員会を開催しております。</p> <p>川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定10件について審議した結果、適当と判断しております。</p> <p>穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定1件について審議した結果、適当と判断しております。また、あっせんの申出1件について、申出内容・譲受候補者等適当と判定したところです。以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第5 報告第3号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主	事	<p>報告第3号、農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書6ページ、7ページに申出書の写しを添付してございます。</p> <p>記載の農地は1月総会にてご承認いただきました集積計画に基づき、所有権が北海道農業公社に移り、売買代金の支払いが完了したことから、5年後の売渡までの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出が公社よりありました。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第2号にてご説明申し上げます。以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第3号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第6 報告第4号「農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主	査	<p>報告第4号、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件に</p>

主 査

ついて、ご報告申し上げます。

議案書 9 ページをお開きください。新規農地所有適格法人の参入の報告でございます。

それでは、農地所有適格法人として要件を満たしているか、ご報告させていただきます。

1 点目に、組織形態要件です。農地所有適格法人は、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社のいずれかでなければなりません。組織形態は株式会社でありますので、要件を満たしております。

2 点目に、事業要件です。これは主たる事業が農業でなければなりません。議案の事業内容欄に 1 から 15 まで記載しておりますが、農業に関する事業が記載されている事が確認でき、主たる事業が農業であると認められ、要件上、売上げの過半は農業収入であることが要件となっておりますが、こちらも要件を満たしていると認められます。

3 点目に、構成員要件です。これは構成員である者のうち農業関係者だけで総議決権の過半を越えてなければなりません。総議決権数は 100 であり、農業関係者であると認められる構成員の議決権合計も 100 となるため、要件は満たしていると認められます。

4 点目は、業務執行役員要件です。業務執行役員の過半に該当する者が、出資者であり、なおかつ 150 日以上農業に従事する者でなければなりません。構成員要件の時に説明しておりますが、業務執行社員である 3 名は出資者であり、かつ、3 人とも年間農業従事日数を 150 日を越えているため、こちらも要件は満たしていると認められます。

最後に常時従事要件です。法人の農業に従事する構成員・従業員等のうち誰か一人以上の者が、年間 60 日以上農作業に従事することが求められる要件となります。いずれも年間農作業従事日数が、60 日を越えておりますので、要件は満たしていると認められます。

以上、XXXXXXXXXXについては、農地所有適格法人の要件をすべて満たしていると認められます。

なお、農地の取得等、詳細は後の議案第 2 号でお諮りした際にご説明いたします。以上で報告第 4 号の説明を終わらせていただきます

議 長

事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第 4 号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長

質疑なしと認め、報告第 4 号は原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第 7 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、XXXXXXXXXXが被設定人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。
事務局の説明を求めます。

主 事 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書 10 ページ、11 ページをお開き願います。
1 番、2 番ともに被設定人の要望により賃貸されるものです。以上、2 件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
12 ページから 15 ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第 1 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2 2 番 1 番について現地を確認してきましたので、報告します。
[] が [] に農地を賃貸借する案件です。取得後は、子実用とうもろこしを作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

6 番 2 番について現地を確認してきましたので、報告します。
[] が [] に農地を賃貸借する案件です。取得後は、水稻を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第 1 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 1 号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第 8 議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。
なお、本案件中、[] が設定人及び被設定人となっているため、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、おはかりいたします。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。
事務局の説明を求めます。

主事 議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書17ページから、利用権設定11件です。

1番と2番につきましては、設定人の要望により、新たに利用権を設定するものです。

3番から7番につきましては、設定人の経営規模縮小により、利用権を設定するものです。

8番から10番につきましては、報告第4号でご説明いたしました新規法人に新たに利用権を設定するものです。

11番につきましては、買入協議により農業公社への所有権移転が完了したため、利用権を設定するものです。以上、利用権設定11件41筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。

20ページから30ページに、図面を添付しておりますので、ご確認願います。以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 続いて、日程第9 議案第3号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。なお、本案件中、XXXXXXXXXXが譲受適格者となっているため議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。
事務局の説明を求めます。

主事 議案第3号、農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明を申し上げます。

主 事	<p>議案書 3 2 ページをお開き願います。</p> <p>以上、1 件の実施について、3 3 ページに図面を添付してございますので、ご確認願います。</p> <p>以上で議案第 3 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。説明に対する質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第 3 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議がないようですので、議案第 3 号は原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第 1 0 議案第 4 号「令和 4 年度むかわ町参考賃借料指標に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 査	<p>議案第 4 号、令和 4 年度むかわ町参考賃借料指標に関する件について、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書 3 5 ページに令和 4 年度むかわ町参考賃借料（案）を添付してございます。</p> <p>本町においては、義務化されている実勢賃借料の情報提供を、1 月から 1 2 月に締結された賃借料を田畑別に集計し、地域ごとに最高額、最低額、平均額をホームページ上で公表しています。</p> <p>併せて、担い手の経営を守る視点から地域の平均的な担い手が負担しうる賃借料として参考賃借料を設定してございます。参考賃借料の概要といたしましては、平成 2 1 年まで標準小作料として定めていたものが農地法改正により廃止となりましたが、地域の混乱や農業者の不安などを払拭するため、町農委独自で参考賃借料を定めるようになったものです。</p> <p>摘要欄の作物等については、過去、鶴川地区、穂別地区それぞれ定めていたものを集約し今の指標としておりますが、今回、各地区委員会を経て、四役会議で確認し、令和 4 年度においては昨年度と同様の指標にて参考賃借料（案）を本総会に上程することといたしました。</p> <p>なお、これまでも利用権設定等の際には、この数字のほか、土地の形状、条件等をかんがみ、地域協議等を踏まえ賃料等は設定してきていることと思いませんし、最終的には農業委員会の決定となりますが、今後についても、地域や出し手、受け手の納得のできる形での設定等をお願いしたいと思います。以上で議案第 4 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑はありませんか。</p>

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第11 議案第5号「令和4年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

支局長 議案第5号、令和4年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書37ページに令和4年度 農作業標準賃金・機械作業料金(案)を添付してございます。

本件は、町農業者が農作業等の受委託等の参考とするため、その求めに応じて示しているという主旨でございます。

令和4年度(案)を提案するにあたり、これまで各地区委員会を経て、四役会議で確認してきております。主な変更点は、朱書きとなっている部分でございます。

まず1番、農作業標準賃金につきましては、農作業一般が889円、園芸作物一般も889円となっております。

2番の機械作業につきましては、大きく24の項目になっておりまして、機械名につきましては、9番の圃場整備等にレーザーレベラー、18番、防除のところにドローンを追加しているというところでございます。

また規格につきましては現在、主に使われている機械に合わせるということで、トラクターにつきましては10刻みから20刻みに変更しているところでございます。

標準料金及び単体料金につきましては、時勢の単価に揃えるというかたちで変更をしてございます。

受託側の視点から適正な料金反映となるよう、令和4年度についてこのようなかたちで定めることについてご提案を申し上げますので、内容をご確認いただき、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。

議 長 続いて、日程第 12 議案第 6 号「下限面積（別段の面積）の設定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 事 議案第 6 号、下限面積（別段の面積）の設定に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書 39 ページに設定についての（案）を添付してございます。
農地法による農地の権利取得は権利取得後の面積が北海道は 2ha 以上という下限面積が設定されています。ただし、農業委員会が農林水産省令で定める基準にしたがい定めることで 2ha 以下に設定することも可能であり、また、設定の必要性については、毎年、農業委員会で審議し、結果を公表する必要があります。

さて、本町の現状が基準に沿うかどうかですが、1 点目として、2020 農林業センサス等の結果から町内で 2ha 未満の農地で耕作している経営体数が全経営体の 17.6%と約 2 割であり、基準である 4 割に満たない状況であること、また、2 点目としてすでに集団的な土地利用で農地の有効利用が図られてきている現状から、集落の営農体系に支障がないようにすることが必要であります。以上を勘案しながら、現行の下限面積である 2ha を維持し、令和 4 年度についてもこれまでと同様に別段の面積を設定しない旨、ご提案しますのでご審議、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

（異議なし）

議 長 質疑なしと認め、議案第 6 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議 長 ご異議がないようですので、議案第 6 号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第 13 決議案第 1 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を議題といたします。事務局より決議案について説明をお願いします。

事務局 長 決議案第 1 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご説明します。
議案書 41 ページをご覧ください。
こちらにつきましては、平成 30 年 10 月以降に連続して発生した農業委員の不祥事、農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されたことを受け、令和元年 11 月 28 日に開催されました令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されたことから、令和元年 12 月 18 日付けで北海道農業会議からの通達により、各市町村農業委員会総会等において、毎年一度、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を行う旨、依頼されているものです。

事務局 長	<p>むかわ町農業委員会といたしましても、令和3年3月25日開催、第6期第33回むかわ町農業委員会総会においてお諮りし、決議のご決定をいただいておりますが、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、この申し合わせ決議の趣旨に則り、総会に諮り決議し、農業委員が綱紀粛正の徹底を図っていくものであります。</p> <p>この議案につきましては、事前配付していますので、記書きを読み上げて、提案とさせていただきますので、決議のご決定について、よろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、決議第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議がないようですので、決議し、皆様におかれましても法令にそった活動をお願いします。</p> <p>以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。</p>